忘れられる権利

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　文責：佐藤

　　　　　　**１．忘れられる権利の概要と成り立ち**

**〇『忘れられる権利』とは**

インターネットにおけるプライバシーの保護のあり方として登場した『新しい権利』である。よって、依然として厳格に定義されていない。「削除権」「忘却権」「消去権」と呼ばれることもある。

→自らが望まない情報がネット上で消去されずに残ることは、憲法１３条の幸福追求権によって求められるプライバシー権を侵害するのでは・・・

**〇憲法１３条幸福追求権について**

◎憲法13条総論

(１)　条文

13条・・・すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

(２)　新しい人権（プライバシーの権利、情報権、アクセス権等）

憲法１４条に列挙されていない、「新しい人権」は13条によって導き出せる。

①必要性：社会の状況の変化への対応

②許容性：人権の固有性 (11条、97条)

11条　国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

97条　この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試錬に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

（３）プライバシー権の内容

ネット社会の発展により、個人が自己に関する情報をコントロールする必要がある。

→＜自己情報の取得・公開をされない権利＞だけでなく＜自己情報を閲読・訂正・抹消請求する権利＞も認められる必要がある

→**プライバシー権とは、自己に関する情報をコントロールする権利**であると考えられる。

**☆『忘れられる権利』は、日本においてはこの『自己情報コントロール権』の一つであると考えて、あくまでもこれまでの議論の延長線上にあると考えるのが妥当である。**

**〇成立の経緯**

きっかけは１９９８年。スペインの新聞「バンガルディア」は同国人の男性が社会保障費を未払いし、回収のために不動産を競売にしたという記事を掲載した。その後、男性は未払い分を処理したが、この新聞のウェブサイトには当時の記事が掲載され続けた。このため、男性がグーグル検索で自分の名前を入力すると、十数年前の未払い問題が表示結果に上ってきた。

２０１０年、男性はバンガルディア紙とグーグル・スペイン社及び米本社に対し情報の削除を求める訴えをスペインのデータ保護局に起こした。保護局はバンガルディア紙の報道は「合法」として男性の削除願いを退けた。しかし、グーグルに対しては表示結果に出さないように命じた。これを不服としたグーグルがスペインの高裁に控訴し、スペインの裁判所は2012年3月に，欧州司法裁判所へ，**先決裁定**を求めた。（先決裁定とは，EU構成国の国内裁判所が，欧州司法裁判所にEU法の条文解釈等についてあらかじめ裁定を求める手続で，国内裁判所は，その裁定に基づき，事件を処理する）。そして２０１４年５月１３日、ＣＪＥＵはグーグルに対し該当する個人情報を表示しないように命じた。

こうして、ネット上の個人情報の保護について画期的な判決が出たのだ。欧州内で市民に忘れられる権利を保障する典型的な判例となったこと、グーグルが包括的な取り組みを開始したという点で非常に大きな動きとされている。

**〇法規制のタイムライン**

EUデータ保護規則案のこれまで、及び今後のタイムラインは以下のとおり。

【1995年】**データ保護指令**が制定される。（忘れられる権利は明文化されていない）

【2012年1月25日】欧州委員会は一般**データ保護規則案を提案**（「忘れられる権利及び消去権」が明記）

【2012年3月】**☆先決裁定。**

**欧州司法裁判所は，「忘れられる権利」そのものの権利性を認定したわけではないが，個人が忘れられることを望む過去の情報に関して，検索エンジンの運営者は，EUデータ保護指令第12条(b)，第14条第1項(a)の規定に従い，一定の削除義務を負うと裁定した。**

【2013年10月21日】欧州議会の市民的自由・司法・内務委員会(LIBE委員会)が修正案を可決。

【2014年3月12日】欧州議会が**修正案を可決**（「忘れられる権利及び消去権」は「消去権」へ修正）

【2015年6月15日】閣僚理事会において規則修正案を承認

【2015日6月24日～】欧州委員会、欧州議会、閣僚理事会の3者対話を開始

【2015年内？】欧州議会において可決

【2017年？（公布から2年後に施行）】EUデータ保護規則施行

**☆先決裁定は法創造的な判決だった。**

データ保護指令をデータ保護規則として改定して、その中に忘れられる権利を規定するか、それが認められるかをもともと議論していたところ、ＥＵ裁判所が現行の指令の解釈として示したもので、その点では**法創造的な判決**だったと言える。忘れられる権利を明示的に規定していくという流れを踏まえて、裁判所はこういう判断をしたことで、世の中全体のデータ保護、プライバシーへの関心は高まることとなる。

※判決の概要

欧州司法裁判所は，「忘れられる権利」そのものの権利性を認定したわけではないが，個人が忘れられることを望む過去の情報に関して，検索エンジンの運営者は，EUデータ保護指令第12条(b)，第14条第1項(a)の規定に従い，一定の削除義務を負うと裁定した。

EU司法裁判所の上記判断は、1995年EUデータ保護指令の解釈としてなされたものである。新しいデータ保護規則では、「忘れられる権利」の規定を設けることが検討されているが、本判決は、いわばそれを先取りする側面を持っている。

**〇ＥＵのデータ保護法の枠組み**

（１）ＥＵ個人データ保護指令（１９９５年）

当時のＥＣ（欧州共同体）とは、ヨーロッパ諸国で形成された共同体で、協力を基にして単一市場を実現させる目的を持つ組織だった。単一市場とは、加盟国間で資本と労働、商品などの移転を自由にすることだった。それには個人データの加盟国間の移転は不可欠であった。そんな中、個人データ保護指令が制定される。

（ア）目的

①個人データの処理に対する自然人の基本的人権及び自由、特にプライバシー権の保護

②加盟国間の個人データの自由な流通の確保

・・・この対立した①と②の、２つのバランスを取ろうと制定された。

（イ）『指令』とは

1995年のEUデータ保護指令は、その名のとおり「指令（directive）」であった。EUの法形式として、「指令」はそれ自体が直接適用されるわけではなく、EU加盟各国に対し、それぞれ「指令」に沿った国内法の制定を求めるルールである。国内法を制定する過程で各国に一定の裁量権が与えられる。それゆえ、「指令」の場合、EU域内において統一的なルールができるわけではない。そのため、EU域内の複数の国にまたがって個人データを扱う国際的な企業は、それぞれの国ごとに異なるルールに対応する必要があった。

（ウ）第１２条の解釈について

☆データ保護指令第１２条（アクセス権）

加盟国は，すべてのデータ主体に対し、管理者から、次に掲げるものを入手する権利を保障しなければならない。

 (b) 適切な場合には、特にデータの不完全又は不正確な性質のために、本指令の規定に従わないで取り扱われたデータの訂正、消去又はブロック。

**→「不正確なデータの削除等を求める権利を保障する」ことを明記している。**

（２）データ保護規則（新規則）（２０１２年）

２０１２年1月25日、EUにおいて法案提出権を持つ欧州委員会が、欧州議会及び欧州理事会の新たなデータ保護規則の法案を正式に公表。EUデータ保護指令に代わるものだ。

新規則は、その前文の冒頭において、個人データの取り扱いに関する個人の保護は、基本的権利であることを確認し、何人も自己に関する個人データを保護する権利を有する旨規定されていることに言及している。このように、EUでは基本的な条約において、個人データの保護が基本的権利として明記されている。それが単なるお題目でなく、個人データの保護が実際に尊重されていることは、新規則に取り入れられようとしているルールをみてもよくわかる。

→**「忘れられる権利」、すなわち、自分に関する情報の消去を求める権利を有する（17条）ことが明記された**。条文では、特に子ども（先述のとおり18歳未満と定義されている）のときに掲載した情報についてこの権利が認められる旨強調している（17条1）。

第 17条忘れ去られる権利および消去する権利

1. データの対象者には、以下のいずれかに該当する場合、特にその人物が子供のときに開 示した個人データについて、その人物に関連する個人データの削除とそのデータの頒布の 中止を管理者に実行させる権利がある。

(a) そのデータを収集および処理した目的において、そのデータがもはや必要ではない場合。

(b) 第 6 条(1)(a)によりその処理の根拠となる同意をデータの対象者が取り下げた場合、ま たは同意されていた保存期限を過ぎた場合、およびそのデータの処理について法的な根拠 が一切無い場合。

(c) 第 19 条の規定に従い、データの対象者が個人データの処理に異議を唱えた場合。

(d) 当該データの処理が、その他の理由によりこの規則に準拠しない場合

2. 第 1 項で規定する管理者がその個人データを公開していた場合、そのデータを処理して いる第三者に対してデータの対象者が個人データのコピーまたは複写へのすべてのリンク

を消去するよう要求している旨を通知するなど、管理者が責任を持つデータの公開に関して技術的手段を含むあらゆる合理的手段を管理者は取らなければならない。管理者が個人

データの第三者による公開を認可していた場合、管理者はその公開について責任を負うも のとみなされる。

☆１９条「異議を唱える権利」

データの対象者には、それぞれの状況による根拠に基づき、第 6条(1)(d)、(e)、および(f) による個人データの処理に対していつでも異議を唱える権利がある。ただし、管理者がその処理に関してデータの対象者の利益または基本的人権および自由に優先される正当な 根拠を示した場合にはその限りではない。

☆第６条　「処理の合法性」

1. 個人データの処理は、以下の項目のうち少なくとも一つの項目が適用される場合にかぎ り、合法とする。

(d) データの対象者の重要な利益を保護するために、その処理が必要な場合。

(e) 公共の利益のために遂行される業務、または管理者に与えられた職権の行使のためにそ の処理が必要な場合。

(f) 管理者が追求する正当な利益のためにその処理が必要な場合。ただし、特にデータの対 象者が子供の場合、個人データの保護を必要とするデータの対象者の利益または基本的権

利や自由が、上記の管理者の利益に優先される場合を除く。このことは、公的機関が職務 の実施のために行った処理には適用しないものとする

（イ）『規則』とは

『法令』に対し、法形式としての『規則（regulation）』は、EU域内全域において直接適用される。そのため、新規則が成立すれば、これまでEU域内の国ごとに様々であった個人データ保護のルールが統一化されることになる。従来、国ごとに担当政府機関への通知等を求められていた国際企業は、自社のメインオフィス所在地の国の担当政府機関にのみ通知等を行えばよくなる。

**〇まとめ**

・もともとＥＵ個人データ保護指令により認められていた**「不正確なデータの削除等を求める権利」**は個人データの取り扱いに関する個人の保護を基本的権利であると確認したデータ保護規制が提案され、**「忘れられる権利」**として明文化された。

・データ保護指令をデータ保護規則として改定して、その中に忘れられる権利を規定するか、それが認められるかをもともと議論していたところ、ＥＵ裁判所が現行の指令の解釈として示した**先決裁定**。この法創造的な判決により、「忘れられる権利及び削除権」に関する議論が進み、のちに多少の修正はされたものの可決されることとなる。そして、「忘れられる権利」について、ヨーロッパに限らず、日本でも関心が高まっている

２．日本の裁判例

忘れられる権利（削除権）を権利として認めるかについては自己情報コントロール権にあるプライバシーの侵害との兼ね合いを検討しなければならない。まずは前科等について公に情報を公開することがプライバシーの侵害に当たるのか否かを検討し、当たるのであるならばインターネット上での削除を求める権利も認められるのかという順序で検討していく。以下、前科の公表についての判例1つと、忘れられる権利に関しての事例2つを掲載する。

**１.ノンフィクション「逆転」事件　最高裁平成6・2・8**

前科等（前科や犯罪歴）の公表が不法行為責任を問われるか否かが問われたリーディングケース。

＜事案の概要＞

昭和39年8月、アメリカ合衆国統治下にあった沖縄で日本人4人と米兵2人が殴り合いのけんかをし、米兵のうち1人が死亡し、他が負傷するという事件がおこった。Ｘは（原告・被控訴人・被上告人）はほかの3名とともに傷害致死及び障害の罪で起訴され、陪審裁判を経て、アメリカ合衆国琉球列島民政府高等裁判所により傷害罪について懲役3年の実刑判決の言渡しを受けた。Ｘは昭和41年10月仮出獄し、沖縄でしばらく働いた後上京して、昭和43年10月から都内のバス会社に運転手として就職し、またその後結婚もし、前科を知られることなく平穏な生活を送っていた。Ｙ（被告・控訴人・上告人）は先の裁判の陪審員の一人であったが、その体験に基づき『逆転』と題する著作を執筆し、同著作は昭和52年8月新潮社より刊行され、ノンフィクション作品として高い評価を受け、大宅壮一ノンフィクション賞を受賞した。Ｘはこの『逆転』中でＸの実名が使用されたため前科にかかわる事実が公表されプライバシーの権利を侵害されたとして、Ｙに対して慰藉料を求めた事例。

＜判旨＞

１　ある者が刑事事件につき被疑者とされ、さらには被告人として公訴を提起されて判決を受け、とりわけ有罪判決を受け、服役したという事実は、その者の名誉あるいは信用に直接にかかわる事項であるから、その者は、みだりに右の前科等にかかわる事実を公表されないことにつき、法的保護に値する利益を有するものというべきである。この理は、右の前科等にかかわる事実の公表が公的機関によるものであっても、私人又は私的団体によるものであっても変わるものではない。そして、その者が有罪判決を受けた後あるいは服役を終えた後においては、一市民として社会に復帰することが期待されるのであるから、その者は、前科等にかかわる事実の公表によって、新しく形成している社会生活の平穏を害されその更生を妨げられない利益を有するというべきである。

（１）もっとも、ある者の前科等にかかわる事実は、他面、それが刑事事件ないし刑事裁判という社会一般の関心あるいは批判の対象となるべき事項にかかわるものであるから、事件それ自体を公表することに歴史的又は社会的な意義が認められるような場合には、事件の当事者についても、その実名を明らかにすることが許されないとはいえない。（２）また、その者の社会的活動の性質あるいはこれを通じて社会に及ぼす影響力の程度などのいかんによっては、その社会的活動に対する批判あるいは評価の一資料として、右の前科等にかかわる事実が公表されることを受忍しなければならない場合もあるといわなければならない。（３）さらにまた、その者が選挙によって選出される公職にある者あるいはその候補者など、社会一般の正当な関心の対象となる公的立場にある人物である場合には、その者が公職にあることの適否などの判断の一資料として右の前科等にかかわる事実が公表されたときは、これを違法というべきものではない。

　そして、ある者の前科等にかかわる事実が実名を使用して著作物で公表された場合に、以上の諸点を判断するためには、その著作物の目的、性格等に照らし、実名を使用することの意義及び必要性を併せ考えることを要するというべきである。

　要するに、前科等にかかわる事実については、これを公表されない利益が法的保護に値する場合があると同時に、その公表が許されるべき場合もあるのであって、ある者の前科等にかかわる事実を実名を使用して著作物で公表したことが不法行為を構成するか否かは、その者のその後の生活状況のみならず、事件それ自体の歴史的又は社会的な意義、その当事者の重要性、その者の社会的活動及びその影響力について、その著作物の目的、性格等に照らした実名使用の意義及び必要性をも併せて判断すべきもので、その結果、前科等にかかわる事実を公表されない法的利益が優越するとされる場合には、その公表によって被った精神的苦痛の賠償を求めることができるものといわなければならない。なお、このように解しても、著作者の表現の自由を不当に制限するものではない。けだし、表現の自由は、十分に尊重されなければならないものであるが、常に他の基本的人権に優越するものではなく、前科等にかかわる事実を公表することが憲法の保障する表現の自由の範囲内に属するものとして不法行為責任を追求される余地がないものと解することはできないからである。この理は、最高裁昭和二八年（オ）第一二四一号同三一年七月四日大法廷判決・民集一〇巻七号七八五頁の趣旨に徴しても明らかであり、原判決の違憲をいう論旨を採用することはできない。

そこで、以上の見地から本件をみると、まず、本件事件及び本件裁判から本件著作が刊行されるまでに一二年余の歳月を経過しているが、その間、被上告人が社会復帰に努め、新たな生活環境を形成していた事実に照らせば、被上告人は、その前科にかかわる事実を公表されないことにつき法的保護に値する利益を有していたことは明らかであるといわなければならない。

本件著作が刊行された当時、被上告人は、その前科にかかわる事実を公表されないことにつき法的保護に値する利益を有していたところ、本件著作において、上告人が被上告人の実名を使用して右の事実を公表したことを正当とするまでの理由はないといわなければならない。そして、上告人が本件著作で被上告人の実名を使用すれば、その前科にかかわる事実を公表する結果になることは必至であって、実名使用の是非を上告人が判断し得なかったものとは解されないから、上告人は、被上告人に対する不法行為責任を免れないものというべきである。

＜論点＞

本件での最大の論点は、前科等の事実を公表されないことに法的保護が与えられるべきか、保護されるとすればいかなる権利・利益に根拠付けられるのか、すなわちその保護法益は何か、という問題である。

本件の下級審の2つでは「宴のあと」事件東京地裁判決のプライバシー保護基準に依拠しつつ、「時の経過」論なども援用しながら、前科等の公表をプライバシーの権利または利益の侵害とする判断を示してきた。

プライバシー保護基準（宴のあと事件　東京地裁昭和39・9・28）※一部抜粋

プライバシーの侵害に対し法的な救済が与えられるためには公開された内容が（イ）私生活上の事実または私生活上の事実らしく受け取られるおそれのあることがらであること、（ロ）一般人の感受性を基準にして当該詩人の立場に立った場合公開を欲しないであろうと認められることがらであること、換言すれば場一般人の感覚を基準として公開されることによって心理的な負担、不安を覚えるであろうと認められることがらであること、（ハ）一般の人々に未だ知られていないことがらであることを必要とし、このような公開によって当該詩人が実際に不快、不安の念を覚えたことを必要とするが、公開されたところが当該詩人の名誉、信用というような他の法益を侵害するものであることを要しないのは言うまでもない。

本判決で引用されていた昭和56年の前科紹介事件最高裁判決における至当正己裁判官の補足意見では「前科等は、個人のプライバシーのうちでも最も他人に知られたくないものの一つである」と論じ、保護法益をプライバシーに求めていた。

これに対して、本判決は昭和56年判決を引きつつも、プライバシーとは明示することはなく、名誉・信用への直接関連性や社会復帰の必要性などから、「みだりに前科等を公表されない法的利益」「社会生活の平穏を害されその更生を妨げられない利益」に認める判断を出した。そこで、最高裁が保護法益を何に求めているのかの理解は、名誉と捉える立場もあるが、大方はプライバシーと捉えている。

しかし、犯罪事実の公共性や裁判の公開性などから考えると、前科等を私事性に依拠するプライバシー概念で包括することは困難であることも確かである。また、前科が時の経過によりプライバシーに転化するとも考えにくい。この点、公共的事実たる前科等情報もプライバシーに含ませることはプライバシーの不当な拡大、肥大化を助長・促進する役割を果たすとも考えられる。表現の自由の観点との兼ね合いを検討しなければならないだろう。

**２.京都地判平成26・8・7　請求棄却**

原告が、インターネット上で検索サービス等を提供するウェブサイトを運営する被告（ヤフー）に対し、前記サイトで原告の氏名を検索語として検索を行うと、原告の逮捕に関する事実が表示されるところ、これにより原告の名誉毀損及びプライバシー侵害が行われているとして、不法行為に基づき損害賠償の支払を求めるとともに、人格権に基づき、前記サイトにおける原告が逮捕された旨の事実の表示及び同事実が記載されているウェブサイトへのリンクの表示の各差止めを求めた事案。

＜判旨＞

争点１（本件検索結果の表示は原告の名誉を毀損するものとして，被告に不法行為が成立するか。）について

（１）本件検索結果の表示による事実の摘示

ア　本件検索サービスの目的（検索ワードがその記載内容に含まれているウェブサイト（リンク先サイト）の存在及び所在（ＵＲＬ）を利用者に知らせること）や，表示される検索結果が，基本的には，被告が左右することのできない複数の条件（利用者が入力する検索ワードの内容，検索ワードを含むウェブサイト（リンク先サイト）の存在及びその記載内容等）の組み合わせによって自動的かつ機械的に定まること等にかんがみれば，被告が検索結果の表示によって本件検索サービスの利用者に摘示する事実とは，検索ワードがその記載内容に含まれているウェブサイト（リンク先サイト）の存在及び所在（ＵＲＬ）並びにその記載内容の一部（スニペットとして表示される，当該サイトの記載内容のうち検索ワードを含む部分）という事実に止まるものと認めるのが相当であり，本件検索サービスの一般的な利用者の通常の認識にも合致するといえる。

　本件検索結果の表示は，原告の氏名を検索ワードとして本件検索サービスにより検索を行った結果の一部であり，ロボット型全文検索エンジンによって自動的かつ機械的に抽出された，原告の氏名の記載のある複数のウェブサイトへのリンク，スニペット（本件逮捕事実が記載されたもの）及びＵＲＬであるから，これによって被告が摘示する事実は，「原告の氏名が記載されているウェブサイトとして，上記の複数のウェブサイト（リンク先サイト）が存在していること」及び「その所在（ＵＲＬ）」並びに「上記の複数のウェブサイト中の原告の氏名を含む部分の記載内容」という事実であると認めるのが相当であり，本件検索サービスの一般的な利用者の通常の認識にも合致するといえる。

イ　原告は，本件検索結果の表示は正に本件逮捕事実の摘示である旨主張する。

　しかし，上記判示のとおり，本件検索結果の表示のうちリンク部分は，リンク先サイトの存在を示すものにすぎず，本件検索サービスの利用者がリンク部分をクリックすることでリンク先サイトを開くことができるからといって，被告自身がリンク先サイトに記載されている本件逮捕事実を摘示したものとみることはできない。また，スニペット部分に本件逮捕事実を認識できる記載があるとしても，スニペット部分は，利用者の検索の便宜を図るため，リンク先サイトの記載内容のうち検索ワードを含む部分を自動的かつ機械的に抜粋して表示するものであることからすれば，被告がスニペット部分の表示によって当該部分に記載されている事実自体の摘示を行っていると認めるのは相当ではなく，本件検索サービスの一般的な利用者の通常の認識とも合致しないというべきである。本件逮捕事実も，検索ワード（原告の氏名）を含んでいたことから検索ワード（原告の氏名）に付随して，無数のウェブサイトの情報の中から抽出され，スニペット部分に表示されたにすぎないのであるから，被告がスニペット部分の表示によって本件逮捕事実を自ら摘示したとみることはできないというべきである。

ウ　以上のとおり，被告が本件検索結果の表示によって摘示する事実は，検索ワードである原告の氏名が含まれている複数のウェブサイトの存在及び所在（ＵＲＬ）並びに当該サイトの記載内容の一部という事実であって，被告がスニペット部分の表示に含まれている本件逮捕事実自体を摘示しているとはいえないから，これにより被告が原告の名誉を毀損したとの原告の主張は，採用することができない。

争点２（本件検索結果の表示は原告のプライバシーを侵害するものとして，被告に不法行為が成立するか。）について

（１）被告が本件検索結果の表示によって原告のプライバシーを侵害したかどうかは，本件検索結果の表示によって被告が摘示した事実が何であったかにより異なり得るが，仮に本件検索結果の表示による被告の事実の摘示によって原告のプライバシーが侵害されたとしても，〔１〕摘示されている事実が社会の正当な関心事であり，〔２〕その摘示内容・摘示方法が不当なものでない場合には，違法性が阻却されると解するのが相当である。

（２）これを本件についてみるに，争点１における違法性阻却につき判示したのと同様の理由により，本件逮捕事実の摘示はもとより，本件逮捕事実が記載されているリンク先サイトの存在及び所在（ＵＲＬ）並びにその記載内容の一部という事実の摘示も，社会の正当な関心事ということができ（〔１〕），その摘示内容・摘示方法も，本件検索サービスによる検索の結果として，リンク先サイトの存在及び所在（ＵＲＬ）並びにその記載内容の一部を表示しているにすぎない以上，その摘示内容・摘示方法が不当なものともいえない（〔２〕）。

（３）したがって，本件検索結果の表示による上記事実の摘示に係る原告のプライバシー侵害については，違法性が阻却され，不法行為は成立しない。

**大阪高判平27・2・18**

原告の控訴を棄却したが、その理由として判事したところは、同種裁判において大きな前進と評価されるものであった。というのは、京都地裁とは異なり、争点１の侵害行為性については控訴人の主張を一部認めて、スニペットの表示に関し、被控訴人の行為は被控訴人が自ら名誉毀損行為を行ったものにほかならないとしたことである。しかし、争点２に関しては地裁と同じ理由で違法性はないと判断し、控訴を棄却する結果となった。そのため、争点１に関してのみ掲載することにする。

＜判旨＞

上記ア認定のとおり，被控訴人が本件検索結果の表示によって摘示した事実は，検索ワードである控訴人の氏名が含まれている複数のウェブサイトの存在及び所在（ＵＲＬ）並びにスニペットとして表示される記載内容の一部であり，被控訴人が，スニペット部分の表示に含まれている本件逮捕事実自体を摘示したものということはできない。

　しかしながら，本件検索結果の表示のうちスニペット部分には，本件逮捕事実を認識できる記載が含まれるところ，被控訴人の提供する本件検索サービスによる検索結果が被控訴人において左右できない複数の条件の組合せによって自動的かつ機械的に定まるとしても，その提供すべき検索サービスの内容（ウェブサイトの存在及び所在（ＵＲＬ）に止めるか，スニペットを表示するにしてもどのように表示するかなど）を決めるのは被控訴人であり，スニペットの表示方法如何によっては，人の社会的評価を低下させる事実が表示される可能性があることをも予見した上で現行のシステムを採用したものと推認されることからすると，本件検索結果は，被控訴人の意思に基づいて表示されたものというべきである。そして，インターネット上の情報は広く一般公衆の閲覧に供されている（公知の事実）ところ，一般公衆の普通の注意と読み方で検索結果に係るスニペット部分を読んだ場合には，スニペット部分は，検索結果に係るウェブサイトの内容の特定方法の一つに止まらず，そこに記載された内容に即した事実があるとの印象を閲覧者である一般公衆に与えるものというべきである。そうすると，本件検索結果に係るスニペット部分に記載された本件逮捕事実は，一般公衆に，そこに記載された本件逮捕事実があるとの印象を与えるものであるから，被控訴人がその事実を摘示したものではないとしても，被控訴人がインターネット上に本件検索結果を表示することにより広く一般公衆の閲覧に供したものであり，かつ，控訴人の社会的評価を低下させる事実であるから，本件検索結果に係るスニペット部分にある本件逮捕事実の表示は，原則として，控訴人の名誉を毀損するものであって違法であると評価される。

　これに対し，被控訴人は，本件検索結果の表示のうちスニペット部分につき，自動的かつ機械的にリンク先サイトの情報を一部抜粋して表示しているにすぎず，被控訴人が表現行為として自らの意思内容を表示したものということはできず，名誉毀損となるものではない旨主張する。しかしながら，その提供すべき検索サービスの内容を決めるのは被控訴人であり，被控訴人は，スニペットの表示方法如何によっては，人の社会的評価を低下させる事実が表示される可能性があることをも予見した上で現行のシステムを採用したものと推認されることからすると，本件検索結果は，被控訴人の意思に基づいて表示されたものというべきであることは前記説示のとおりである。したがって，被控訴人の上記主張は採用することができない。

上記のとおり、高裁判決ではスニペットの表示につき、被控訴人が逮捕事実を適示したものとはいえないとしたものの、結局において、「被控訴人がインターネット上に本件検索結果を表示することにより広く一般公衆の閲覧に供したものであり、かつ、控訴人の社会的評価を低下させる事実であるから、本件検索結果にかかるスニペット部分にある本件逮捕事実の表示は、原則として、控訴人の名誉を毀損するもの」として一般論としては、スニペットの表示は人格権の侵害行為にあたるとして検索サービスの会社の検索結果に対する責任を肯定したのである。この部分に関しては大きな前進となったが、表題やＵＲＬの表示、リンクの設定については検索サービス会社の責任を否定した。

**３.東京地決平成26・10・9　請求容認**

米国グーグルに対する検索結果の削除仮処分が認められた事例

Google上で指名を検索すると、犯罪にかかわっているかのような検索結果が多数出るため、Ｘがこれら投稿記事の削除を求める仮処分請求事件。Ｘは当該犯罪にはかかわっていないし、当該犯罪の関係者との関係もないという状況であった。判決では、「侵害行為の対象となった人物の社会的地位や侵害行為の性質に留意しつつ、予想される侵害行為によって受ける被害者側の不利益を比較衡量して決するべき」だという見地に立ち、請求があった237件の検索結果のうち122件について、グーグル社に削除を命ずる仮処分を決定した。日本で初めての判断だとみられている。最近の傾向は検索事業者にも一定の責任があるという流れになってきている。

＜判旨＞

インターネット検索サービスは今日において、インターネットを効率的に利用するうえで極めて重要な役割を果たしていることは公知の事実である。しかし、本件登校中、タイトル及びスニペットそれ自体から債権者の人格権を侵害していることが明らかである一方、このように投稿記事のここのタイトル及びスニペットの記載事態を根拠として投稿記事について債務者に削除義務を課したとしても債務者に不当な不利益となるとはいえないし、また他者の人格権を害していることが明白な記載を含むウェブサイトを検索できることが本件サイトを利用する者の正当な利益とも言い難い。債権者の人格権を侵害していることが認められるのであるから、本件サイトを管理する債務者に削除義務が発生するのは当然である。ただ、タイトル及びスニペットの双方に債権者名が全く表示されていないため、債権者の人格権を何ら侵害していない場合には削除を認めていない。

**検索結果とプライバシーに関する有識者会議（ヤフー）**

上記２，３の裁判を受けて、ヤフーが有識者会議を行った。削除基準と忘れられる権利に関しては以下のように言及している。

＜削除基準について＞

（１）検索結果の表示自体によるプライバシー侵害に関する基本的な考え方検索結果の表示内容自体（検索結果に表示されるタイトル、スニペット、等の記載自体）から権利侵害が明白な場合に限って非表示措置を講じる。非表示措置は、プライバシー侵害情報が掲載されている部分について講じる。

（２）検索結果にプライバシー侵害サイトへのリンクが掲載されていることによるプライバシー侵害に関する基本的な考え方原則として、リンク先ページに対して対応を求めるべきであるから、リンク先ページの削除を認める裁判所の判断がある場合に限って検索結果の非表示措置を講じる。プライバシー侵害の被害救済の観点から、例外として、①権利侵害がリンク先ページの表示自体から明白で、かつ、②権利侵害に重大性又は非表示とする緊急性が認められる場合にも非表示措置を講じる。

なお、第３の２で述べたとおり、検索結果からあるウェブページの情報を非表示にしたとしても、そのウェブページ自体は存続しており、SNS 等の他のサービスを利用する又はブラウザに直接 URL を入力するなどしてアクセス可能であることに、変わりはない。また、あるウェブページに対して非表示措置を講じたとして、同一内容の情報が別の URL のウェブページに掲載されている場合にも、非表示措置の効果は及ばない。したがって、インターネット上でのプライバシーの保護にあたっては、検索サービスにおける非表示措置にも一定の限界があることを十分に踏まえる必要がある。

＜日本における「忘れられる権利」の考え方＞

 本会議は、上記検討事案を前提に、日本の法制度や判例を踏まえて、いわ

ゆる「忘れられる権利」を日本でどのように考えるべきかについて、次の点

を議論した。

①掲載時に適法だったウェブページの情報が、一定期間の経過により、ある時点から違法な情報になりうるのか

②一定期間経過後に当該ウェブページの掲載情報が違法になるという考えに立った場合、いわゆる「忘れられる権利」についても、日本における既存のプライバシー侵害の枠組みで考えることができるのではないか

③掲載情報が適法な時点で、既存のプライバシー侵害の枠組みとは異なる観点から検索結果を非表示にすべきケースがありうるのか

①については、プライバシー侵害が問題となったノンフィクション「逆転」事件判決の考え方等も踏まえれば、インターネットに掲載した時点で適法であった情報であっても、その情報の内容によっては時の経過により違法となりうるという見解が多く見られた。このため、②に関しても、日本においては、既存のプライバシー侵害の枠組みで判断できる場合が多いのではないかという見解が多く示された。この見解に立てば、日本においても、時の経過により違法となった情報に対しては、申告者が人格権侵害を根拠に、プライバシー侵害情報を掲載しているウェブページに対して当該情報の削除を請求することができるし、一定の場合には検索サービス提供者に対しても検結果の削除を請求することができることとなる。以上を踏まえ、本会議では、一定期間を経過して違法となった情報に対しては、これらの既存のプライバシー侵害の枠組みに基づいて判断していくことが適切であるという点で一致した。

③については、今後の議論に委ねられるところであるが、現状では、一定期間を経過しても違法とならないような適法情報について検索サービスが非表示措置を講じなければならないという立論は難しいという見解が多く見られた。同時に、本会議では、いわゆる「忘れられる権利」については現時点で確定的な解釈を与えることは難しく、今後も議論と検討を重ねていくことが必要だという見解で一致した。

３．ヨーロッパにおける判例

　忘れられる権利はヨーロッパにおいてもright to be forgottenという名前で昨今議論が活発になされている。今回はその中でも一番話題となったスペインでの判例をあげる。

①事件の概要

2010年、スペイン国籍のマリオ・コステハ・ゴンザレス氏は、スペインの有力新聞ヴァングァルディア紙、グーグル現地法人及びグーグル・インク社を相手方として、スペインデータ保護局に救済申し立てをした。申立の趣旨は、申立人の名前をグーグル検索すると、申立人の未払い社会保険料徴収のために差押・不動産競売手続が行われるとの公告を載せた、ヴァングァルディア紙の1998年当時の記事が検索結果に表示されるというものであった。しかし、氏に対する差押等の問題は決着してから相当時間が経過しており、申立人に関する現時の情報として適切性を失っていた。

ヴァングァルディア紙に関する申し立てについては、スペインデータ保護局は、当該情報は適法に公表されたものであるとして却下したが、グーグル2社に関する申し立ては認め、2社に対して、保有するインデキシングデータベースから申立人に関する当該データを削除し、また、今後当該データへアクセスできないようにさせるため必要な措置を講じるように求めた。この決定を不服として、グーグル・スペイン社及びグーグル・インク社は、スペインの全国管区裁判所（Audiencia Nacional）へ訴訟を提起した。この事件を審理する過程で、スペインの裁判所は、一連の質問事項をEU司法裁判所へ付託した。

②判決の概要

判決の主要なポイントは以下のとおりである。

1. 検索エンジンの性質
2. 管轄権
3. 検索エンジンの責任

第一に、検索エンジンの性質について、グーグルの検索エンジンが行っている、データの収集並びに検索結果の表示は、EUデータ保護指令の規定する「オペレーション」に該当する。また、「オペレーター」たるグーグルの情報収集や、すでにメディアで公表されている素材などを取り扱う行為は、「処理」（processing）に該当する。さらに、検索エンジンのオペレーターは、その「処理」の目的及び手段の決定者であるので、「コントローラー」に該当する。

第二に、管轄権に関して、グーグル・スペイン社はスペイン領域における米国グーグル・インク社の子会社であり、したがって、EUデータ保護指令の定める「拠点」（establishment）に該当する。たとえ検索エンジンがEU非構成国にあるとしても、当該（現地）拠点が、検索エンジンが提供するサービスの収益性を高めるために、検索エンジンが提供する広告スペースの販売促進を行う目的で設置されているのならば、当該データ処理は、EU指令の意味する、当該拠点が「活動するに際して（in the context of activities）」執行されている。

第三に、検索エンジンのオペレーターは、一定の状況においては、人名の検索に続いて表示される結果のリストから、第三者によって公表されたウェブページへのリンクを削除する義務を負い、また、当該個人に関する情報を制限する義務を負う。氏名または情報がウェブページから事前あるいは同時に消去されないような事案においても、さらには、事案によっては、当該ウェブページにおける公表それ自体は適法な場合であってすら、そのような義務を負う可能性がある。

インターネットや検索エンジンが果たす役割の重要性のために、個人の権利に抵触する可能性が高まっている。なぜなら、現代社会において、インターネットや検索エンジンは、そのような検索結果のリストに含まれる情報をいたるところに存在させる（ubiquitous）からである。裁判所によれば、それが潜在的にプライバシー権を侵害する場合の被害の深刻さに比べると、検索エンジンのオペレーターがデータを処理することによって得る経済的利益のみによっては正当化されない。しかしながら、検索結果からリンクを削除することが、当該情報を頼りに潜在的にその情報へアクセスすることに関心を抱いているインターネットユーザの正当な利益に影響を与える限りにおいて、その利益と、特にプライバシー権やパーソナルデータを保護する権利のような、データ主体の基本的な権利との間で公正なバランスが取られるべきである。データ主体の権利がインターネットユーザのその利益と競合するということは真実であるが、二つのバランスは個々具体のケースにおいて、当該情報の性質やデータ主体の私生活にとってのセンシティブさと、その情報を取得することの民衆の利益（この利益はとりわけデータ主体が公生活上で担う役割次第で変動するのであるが）によって測られることになる。

データ主体が、ウェブページ上に現れる自己の情報について、一定期間の後に、一個人としては「忘れられる」ことを望んでいる場合に、もし、検索結果のリストの中にこれらのリンクを含むことが、現時点において、EUデータ保護指令に抵触するものと認められる場合には、検索結果のリストの中のリンクや情報は消去されなければならない。事件をめぐる一切の事情を勘案して、データが処理された際の目的との関係、及び、これまでに経過した時間に照らして、当該データが不十分となり、不適切であるかもしくは（当初の）適切性を喪失していたり、あるいは、過剰となっていると思われるような場合、当初は適法であった正確なデータ処理であっても、時とともに、EUデータ保護指令に抵触するようになることもある。

③その後の対応と議論

2012年には、欧州委員会が保護指令のアップデート版とも言える「データ保護規則案」を提案。これは非欧州企業であってもＥＵのデータ保護規則などに従う必要があること、情報の削除を申請する個人ではなく情報を発信する企業側に立証責任を持たせることなどを含む。今年3月13日、ＥＵ加盟国はいくつかの修正を加え、規則案を採択した。一方グーグルは、昨年5月29日から削除申請の受付を開始した。自社の「透明性レポート」のサイトで結果を公開している（毎日更新）。3月14日時点では削除申請総数が欧州全体で23万1316件、削除のために評価したＵＲＬは835,940に達した。評価したＵＲＬの中で59.5％が削除された（表示結果に示されないようになった）。

また、ＥＵのプライバシー保護当局の代表者が集まる「**ＥＵデータ保護指令第29条作業部会（Art.29 WP）**」は昨年11月に、「忘れられる権利」ＥＵ司法裁判決の実効性を保つためには、検索結果削除をＥＵ域外にも適用すべき、との**ガイドラインを公表している**。またそれに伴ってフランスのプライバシー保護期間CNILは削除をグーグルのグローバルなすべてのサービスに反映する要求した。がこれに対してグーグル側は「忘れられる権利は欧州では法制化されているかもしれないが、それはグローバルな法律ではない。もしそれが認められるならインターネットは世界で最も自由が制限されている地域と同等の自由しか与えられないことになるのだ」と批判している。

④その他意見と展望

EU司法裁判所やCNILの一件に対しての意見はさまざまである。例えばハーバード・ロースクールのジョナサン・ジットレイン氏は「フランスがグーグルに要求しているのと同じことを、米国政府が米国内で要求すれば、それは修正憲法1条(言論の自由)違反になるだろう。極めて心配だ。」と述べている。一方でウィキペディアの創設者であるジミー・ウェールズ氏は「世界中の政府は途端にこう言いだすだろう。『素晴らしい。我々も世界中で削除してもらいたいことを要求していこう』」と述べている。

また、ある人物は10年前に起こした自身の軽犯罪に関する記事の検索結果の削除が「忘れられる権利」によって認められたが、その削除自体が改めてメディアで記事として取り上げられたため、今度は新たな記事へのリンクがグーグル検索に表示されるようになった。この人物はイギリスのプライバシー保護期間ICOに申し立てを行い、ICOはグーグルに対して9件の削除命令を出した。ICO副コミッショナーのデイビッド・スミス氏は「ＥＵ司法裁の判決で記事へのリンクが削除されることが、新聞の報じたい事柄であることは理解するし、グーグルのような検索エンジンを使って、人々がそれらの記事を見つけられるようにする必要がある、ということも理解する。しかし、それが申立人の名前を検索することで表示される必要はない、ということなのだ。」と述べている。

検索エンジン事業者やデータ保護機関における具体的な判断の積み重ねは、今後の議論の土台となって方向性を示していくものになるであろう。検索エンジンを通じて人が情報へアクセスする行為は、国境を越えるものである。具体的判断の方向性が今後どのように形成されていくか、国内外の動向が注目される。

ディベート論題

ある大学生Xは過去に窃盗を起こしてしまった。Xは検索エンジン事業者Yに対してその件に関する記事のリンクを削除するように求めた。その削除要求は認められるべきかどうか。(Yの表現の自由を尊重するのか、Xのプライバシーの権利を尊重するのか)また、認められる場合はどのような基準・どこまでの範囲で削除するべきか。

・参考資料

・欧州「忘れられる権利」判決の行方<http://www.huffingtonpost.jp/ginko-kobayashi/cjeu_b_7299440.html>

・グーグルの検索サービスと忘れられる権利～最新のEU司法裁判所判決(スペインの事例)を題材に～http://www.icr.co.jp/newsletter/law/2014/law201402.html

・「忘れられる権利」EUの要求はどこまで拡大するのか? https://kaztaira.wordpress.com/2015/08/30

・検索結果とプライバシーに関する有識者会議 報告書 file:///C:/Users/%E5%85%89%E4%B8%80%E9%83%8E/Downloads/Search\_results\_and\_privacy.pdf

・奥田喜道　『ネット社会と忘れられる権利』現代人文社　2015.10.10

・憲法判例百選Ⅰ（第５版）　別冊ジュリスト　2007.2.28

・平成26年度　重要判例解説　ジュリスト編集室　2015.4.10

・総務省、「「個人データ保護規則」案 仮訳」

<http://www.soumu.go.jp/main_content/000196316.pdf>

・骨董通り法律事務所

<http://www.kottolaw.com/column/000776.html>

・「グーグルリンク削除仮処分」

<http://mainichi.jp/articles/20141109/mog/00m/040/004000c>